

私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針

私立高等学校設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。

1 基本方針（審査基準第1関係）

- (1) 「特色ある教育」とは、新しい分野の教育内容を持つものなど社会の変化に伴う新たな需要に対応するもの、設置する地域内に同種の国公立及び私立の高等学校がないなどその地域における教育の多様化を推進するもの等をいい、その内容は具体的かつ明確に示されていることが必要である。
- (2) 「経営基盤の安定性」とは、設立当初の十分な財政基盤、永続可能な経営基盤が確保されていることを指し、具体的には、審査基準第2の9、11及び13から15までにより判断する。

2 立地条件について（審査基準第2の2関係）

- (1) 審査基準別記第1の1の(1)の「学校の収容定員を充足する生徒等人口があり」とは、当該地域の人口及び生徒数の現況並びに将来の見通しからみて、当該地域の学校が新たな学校の設置により生徒数の著しい減少を招くおそれがないと客観的に見込まれるかどうかを含めて判断するものとする。
- (2) 審査基準別記第1の2の(1)に規定する法令等において、高等学校から一定の距離内には当該法令等に定める施設を設置することを制限する規定がある場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条、旅館業法第3条等）には、当該法令等の規定の趣旨を尊重して、既設の当該施設から当該一定の距離内には、原則として高等学校の設置を認めないものであること。
- (3) 審査基準第2の2の(2)に掲げる法令等のほか、特に農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規定に留意すること。

3 教職員について（審査基準第2の4関係）

- (1) 教員組織の年齢構成は、均衡がとれていること。
- (2) 実習助手の数については、設置基準の規定にかかわらず、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによることができること。

4 校地及び運動場について（審査基準第2の5関係）

「隣接していること」には、機能的に一体とみなすことができる場合を含むものであること。

5 校舎について（審査基準第2の6関係）

- (1) 普通教室及び特別教室の合計数は、同時に授業を受ける学級数の最大の数を下回らないものであること。

なお、特別教室を他の学校と共用する場合にあつては、特別教室を共用する他の学校（以下「共用校」という。）における同時に授業を受ける学級数の最大の数並びに共用校の普通教室及び専用の特別教室の数も考慮して、不足のないように配置されていること。

(2) 建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等における基準を満たすことについては、特に既存の施設を校舎として使用する場合（既設の他の学校と校舎を共用する場合を含む。）にあつては、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成29年3月28日付け28文第3912号福島県総務部長通知。以下「事務取扱要綱」という。）第2条に定める学校設置計画書の提出までに、関係行政機関と事前協議や打ち合わせを行い、高等学校の校舎として使用することにつき支障がないことの確約等を得ること。

6 施設及び設備の共用について（審査基準第2の8関係）

共用を認めることができるのは、他の学校（幼稚園を除く。以下「他の学校」という。）が同一の敷地内又は隣接地に併設されている場合であること。なお、他の学校（当該高等学校と併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下この項において「併設一貫中学校」という。）を除く。）と校舎を共用する場合には、高等学校の校舎は、他の学校の校舎と別棟又はこれに類する構造であり、かつ、普通教室及び普通教室の設備を共用するものではないこと。当該高等学校が併設一貫中学校と校舎を共用する場合は、当該高等学校と同一校舎を共用することが教育活動上より合理的かつ効果的であると認められる場合に限り（単に人員配置や資金運営上の合理性のみでは認めない。）、同一校舎の共用を認めるものとするが、この場合においても普通教室及び普通教室の設備の共用は認めず、併設一貫中学校の普通教室は少なくとも当該高等学校の普通教室とは別階層に設置する又はこれと同等以上の構造にしなければならないこと。

7 施設及び設備の所有について（審査基準第2の9関係）

(1) 校地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていないこと。

(2) 施設を借用する場合は、次のア又はイに掲げる事項を遵守すること。

ア 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体以外の場合

(ア) 契約期間は20年以上とし、更新条項を設けること。

(イ) 所有者側の権利として一方的解除等が留保されていないものであること。

(ウ) (ア)の契約に基づく地上権又は賃借権を登記すること。ただし、自己所有の校舎に係る校舎敷地を、借地借家法の規定により借地契約が公正証書により交わされた場合は、当該校舎敷地に係る借地権の登記を省略することができること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる事項について、認可申請時まで満たしていること。

イ 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体である場合

(ア) 施設を借用することに係る権利取得の方法については、当該団体の定める法令その他規程に基づき、賃貸借契約、使用許可その他のいずれの形式であっても差し支えないものとするが、当該団体の定める法令その他の規程上認められる最長の期間の借用とすること。

(イ) (ア)に掲げる事項について、申請時まで満たしていること。ただし、議会の議事等の都合上これによりがたい場合は、当該団体からの確約を得ていること。

(3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとする。ただし、10の(4)に規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとする。

(4) 校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合において、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実に認められる場合とは、短期借用期間終了後の教育活動が、安定的に継続できる保証を認可申請時までを得られていること等を指すこと。

8 施設及び設備の整備について（審査基準第2の10関係）

(1) 暫定校舎、簡易建物は、原則として校舎とは認めないこととする。

(2) 運動場については、年次の整備は認めないこととする。

9 事業計画及び収支予算について（審査基準第2の11関係）

完成年度の事業活動収支予算は、経常収支差額比率（（経常収入－経常支出）／経常収入×100）が原則として10パーセント以上であること。なお、経常支出は、教育活動支出及び教育活動外支出の合計金額を表し、経常収入は教育活動収入及び教育活動外収入の合計金額を表す（以下同じ）。

10 設置経費について（審査基準第2の13関係）

(1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、確実に見込まれる当該寄附又は補助の金額に限り、既に収納されている寄附金とみなして差し支えないこと。

(2) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。なお、イ及びウについては、特に事務取扱要綱第2条第2項に規定する学校設置計画書の内容の審査の際に必要なものであること。

ア 寄附者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄附申込書及び議会の議決書等

イ 寄附者が株式会社等の法人である場合には、寄附申込書及び役員会の決議書その他の法人の意思決定を明らかにする資料等

ウ 寄附者が個人である場合には、寄附申込書及び納税証明書その他の当該個人の収入又は資産の状況を明らかにする資料等

(3) 「適正な償還計画」とは、当該年度における償還元金及び利子支出の合計額が、当該年度の事業活動収支予算書の経常収入に10パーセントを乗じて得られた金額を上回らないものとする。

(4) 「政府系金融機関」とは、法律に基づき特殊法人として設立され、出資金のうち全部又は多くを政府が出資している金融機関（独立行政法人住宅金融支援機構等）を指す。また、「これに準ずる金融機関」とは、日本私立学校振興・共済事業団及び公益社団法人福島県私学振興会とする。

(5) 「民間の預貯金取扱金融機関」とは、証券金融機関、保険会社、ノンバンクその他の預金により貸付原資を調達しない金融機関以外の金融機関（銀行法第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法第4条に規定により内閣総理大臣から免許を受けた金庫、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により認可を受けた信用協同組合その他の預貯金取扱金融機関）を指す。

(6) 「政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合」とは、融資を受けた日の属する月における日本私立学校振興・共済事業団の融資利率よりも低い利率（固定金利

による契約に限る。)により融資を受けられる場合とする。なお、契約締結後に金利を引き下げる内容の変更契約を締結することを妨げるものではない。

- (7) 民間の預貯金取扱金融機関から融資を受ける場合、申請者に教育の用に供する財産(学校基本財産)以外に担保に供することができる財産がある場合は、原則として学校基本財産以外の財産を優先的に担保に供さなければならない。
- (8) 「新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する組織形態とみなせる法人」とは、当該法人が学校法人の新設に当たって財産の出資等を行うなど、実質的に学校法人の設立者とみなせる法人のことを指す。
- (9) 設置経費は、福島県における標準的な価格を著しく下回って積算されたものでないこと。
- (10) 既設の学校法人には、準学校法人を含むものとする。
- (11) 既設法人の場合にあっては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないものであること。
- (12) 「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の経常収支差額比率がいずれも10パーセント以上である場合をいう。
- (13) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を来さないこと。

11 経常経費について(審査基準第2の14関係)

- (1) 申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金については、10の(1)及び(2)を準用すること。
- (2) 完成年度までの各年度の経常経費については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとする。
- (3) 経常経費は、特別の事情がある場合を除き、福島県における公立高等学校の標準的な金額を著しく下回って積算されたものでないこと。

12 総負債比率について(審査基準第2の15関係)

設置者の総資産額のうち、土地については、その取得後相当の年数が経過して時価との間に著しい差異が生じた場合に限り、例外的に不動産鑑定士等の評価により資産額を算定することができるものであること。

13 既設校の要件について(審査基準第2の16関係)

- (1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。
- (2) 「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。
- (3) 「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連続して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を来していると認められる場合とする。
- (4) 既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。

ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に基づく登記、

届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員又はこれらの者における訴訟その他の紛争の有無

ウ 借入金の償還状況及び公租公課等の納付状況

- 14 学科の設置及び収容定員の変更認可の審査の特例について（審査基準第3の2関係）
第2によらないことができる特例は、次に定めるところによること。

- (1) 教職員について（審査基準第2の4関係）

実習助手については、実習を担当する教員の状況等を勘案すること。

- (2) 校地及び運動場（審査基準第2の5関係）並びに校舎について（審査基準第2の6関係）

現に有する校地、運動場及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。

- (3) 施設及び設備の共用について（審査基準第2の8関係）

現に小学校又は中学校と共用している高等学校が6に定める要件を満たさない場合であっても、これを認めるものとする。

- 15 廃止を前提とする学科の特例について（審査基準第3の3関係）

- (1) 当該学科は、在籍者の卒業を待って速やかに廃止することとし、別に廃止認可申請書を提出するものとする。

- (2) 学科設置及び収容定員変更認可申請書に（1）の内容が明記されていること。

- (3) 当該学科の学則の定員は、入学定員及び収容定員ともに零とみなし、学則の附則に在籍者のいる間の経過措置を記載すること。

- (4) 当該学科の経過措置期間中は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 校地、運動場及び校舎等の面積については、変更後の総定員により算出すること。

イ 教職員数については、変更後の学年進行の総定員等により算定すること。

- 16 広報活動について

- (1) 事務取扱要綱第2条第2項の規定により学校設置計画が適当である旨の通知を受けた設置計画者は、特段の指示がなされた場合を除き、認可申請予定であることを明示して広報活動を行うことができるものとする。なお、広報活動には、入試日程及び募集要項の公表等は含まないものとする。

- (2) 生徒募集活動は学校設置認可後に行うものとする。

附 則

私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。

附 則

私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

- 1 私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、令和7年4月1日から施行する。

2 この解釈及び運用方針は、当分の間、「私立高等学校通信制課程設置等認可審査基準」による審査の具体的な取り扱いとして、特段の定めがある場合を除き、適用する。